

情報セキュリティマネジメントシステム
審査登録契約書

〇〇株式会社

エイエスアール株式会社

情報セキュリティマネジメントシステム
審査登録契約書

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と、エイエスアール株式会社（登録番号：T7010001068657）（以下「乙」といい、A S Rと略称する。）は、甲の申請する情報セキュリティマネジメントシステムについて、乙が認証業務を行うことに関して、次のとおり契約を締結する。甲が複数の事業所を持つ場合、本契約は、甲が申請する 又は 乙が認証した事業所（最新情報は CLEAR net を参照）のすべてに適用される。

第1条（目的）

本契約書は、乙が提供する認証業務にかかわる甲の情報セキュリティマネジメントシステムの維持、管理について、甲及び乙が円滑な運用を図ることを目的とする。

第2条（業務の範囲）

乙が行う業務は、次の各号のとおりとする。

- 情報セキュリティマネジメントシステムの認証基準の該当する要求基準、および JIS Q 27001 (ISO 27001) の要求事項に基づき、甲の情報セキュリティマネジメントシステムの適合性評価の実施
- 甲の情報セキュリティマネジメントシステム初回審査(ステージ1審査及びステージ2審査)、定期審査、再認証審査、臨時審査、変更審査、移行審査、移転調査及び複合審査の認証業務

第3条（審査のための準備）

- 甲は、認証に関する要求事項を遵守し、乙が要求する認証審査に関する評価に必要な情報を提供するものとする。
- 甲は、乙の審査員が審査のために甲を訪問し、申請書又は登録証に記載されている認証範囲の関連施設等に立入ること並びに情報セキュリティマネジメントシステムの維持管理に関する活動状況及びその記録をチェックすることに対して手配及び便宜を図るものとする。

第4条（初回審査の実施方法）

乙が行う審査業務の実施は、次の各号による。

- 乙は、ステージ1審査（文書審査及び現地審査）及びステージ2審査（現地審査）の二段階の審査を行うものとする。
- 乙は、ステージ2審査を終了後、審査結果を取りまとめ、甲にその結果を報告する。

第5条（審査結果の判定及び通知）

- 乙は、乙が設置している「認証判定会議」に甲の審査結果を諮り、認証の授与、維持、更新、変更（認証範囲の拡大、縮小を含む）の可否の決定、一時停止、及び取消しの決定の可否について判定する。
- 乙は、甲に対して判定結果を文書で速やかに通知するものとする。

第6条（認証）

認証判定会議において、甲の情報セキュリティマネジメントシステムが認証可と判定された場合、乙は甲へ登録証を発行する。登録証の有効期限は発行日より3年間とする。

第7条（審査登録規則の遵守）

甲及び乙は本契約に関連して、乙が定める「A S R審査登録規則」を遵守しなければならない。

第8条（定期審査）

- 乙は、定期審査を甲に対して少なくとも年1回実施するものとする。ただし、再認証審査実施年には実施しない。初回認証に続く第1回目の定期審査の期日は、認証の決定をした日から12ヶ月を越えないものとする。
- 乙は、甲に対する定期審査を実施するときは、原則として1ヶ月前にその日程を甲に通知するものとする。

受理番号:BJXXXXXX

3. 登録証に記載されている認証範囲の変更等を甲が要望する場合には、甲乙協議の上、乙は当該審査を原則として定期審査時に変更審査も併せて実施するものとする。

第9条（再認証審査）

認証の有効期間は、認証の決定日（又は再認証の決定日）から継続する3年間とする。乙は、再認証審査を甲に対して3年毎に実施するものとする。

第10条（苦情の記録）

甲は、認証後、顧客から受けた苦情の内容及び処置の結果を記録し、乙の要求があった場合は、これらを提供できるようにする。

第11条（登録マーク使用等）

1. 甲は、乙が定める登録マークを使用することができるものとする。
2. 甲は、登録マークを商用、広告及び販売促進用の文書等に使用することができる。
3. 甲は、認証が取消された場合及び認証の取下げの場合、登録マークの使用を直ちに中止するものとする。
4. 甲は、認証が授与された場合、乙並びに認証システムのいずれか、あるいは両方の評判を落とし、社会的信用を失墜させる方法でその認証を使用してはならない。前各項に定めるほか、「ASR審査登録規則」の付属書に記載の登録証、登録マーク、及び、該当する認定シンボルの使用条件を遵守しなければならない。

第12条（認証の公表）

乙は、認証の授与、一時停止、取消しに関する情報を、乙のホームページに公表、又は、要請に応じて公開するものとする。

第13条（ASR審査登録規則の変更通知）

1. 乙は、認証の要求事項を変更する場合は、十分な期間をおくとともに原則として書面等（ASRニュース等）で適切な予告をする。乙は、変更にかかわる内容の詳細及び発効日を決定する前に、登録組織が表明した意見・要望を考慮しなければならない。
2. 乙が、乙のASR審査登録規則を変更した場合、変更にかかわる決定及びその公表の後に、甲は自らの情報セキュリティマネジメントシステムに対して行った必要な対応に関して、乙が必要と認めた場合には、乙が合理的と考える期間内に、乙の検証（初回審査、定期審査、再認証審査、変更審査、又は臨時審査において検証）を受けなければならない。

第14条（変更の届出）

甲は、社名等の変更、認証の範囲の変更又はJIS Q 27001 (ISO 27001) 規格の要求事項への適合に影響を及ぼすような変更があった場合には、速やかに乙に通知するものとする。
甲が、適用規格の要求事項を継続的に満たすマネジメントシステムの能力に影響を与える可能性のある以下を含む変更事項に関して、認証事項の変更を行う場合、乙に遅滞なく変更を通知しなければならない。
(1) 法律上、商業上、組織上の地位又は所有権
(2) 組織及び経営層（例えば、重要な管理層、又は重要な意思決定若しくは専門業務に携わる要員）
(3) 連絡先及び事業所
(4) 認証された情報セキュリティマネジメントシステムに基づく活動の範囲
(5) 情報セキュリティマネジメントシステム及びプロセスの重大な変更
上記の変更においては、甲乙いずれかが希望する場合を除き、再契約や追加の覚書の締結は不要とする。

第15条（登録証の変更・回収）

甲が社名等の変更、登録証に記載されている認証範囲の変更等記載事項の変更を要望する場合には、乙はその内容を変更審査又は文書審査等で確認したのち、速やかに新たな登録証を作成の上、甲に対して交付するものとする。あわせて、乙は甲に対して旧登録証の返却を要求するものとする。

第16条（有効期限及び契約解除）

1. 甲又は乙のいずれかが本契約の終了を相手に申し出、甲及び乙の双方で合意した時点で本契約は有

受理番号:BJXXXXXX

効とする。合意の方法は書面による。

2. 前項の定めによらず、甲及び乙は、以下のいずれかの事由が生じた場合には、即時に契約を解除することができる。

- ① 甲または乙の契約の違反・不履行
 - ② 甲または乙が銀行取引停止処分を受けた場合
 - ③ 甲又は乙が差押え、仮差押え、仮処分、又は競売の申立てを受けた場合
 - ④ 甲または乙が破産、特別清算、会社更生、民事再生の手続開始の申立てを自ら行った場合又は申立てられた場合
 - ⑤ 甲が事業の全て若しくは一部を停止し、認証を断念する等して本契約の目的が達成できないことが明確になった場合
 - ⑥ 甲が乙に審査のために提出した文書において、故意又は重大な過失による虚偽又は漏漏がある事が判明した場合
3. 甲及び乙は前項事由の発生により損害を被り、相手側に法律上の賠償責任義務が生じた場合には、当該事由により生じた損害及び費用（弁護士費用含む）の賠償請求をすることができる。ただし、天変地異その他不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益については賠償の範囲に含まれないものとする。
4. 契約が解除された場合、乙により発行された登録証は自動的に無効となり失効するものとする。
5. 本契約が解除された場合、甲は登録を引用している全ての宣伝・広告、「登録マーク」、「認定シンボル」、及び「登録証」の使用を中止し、乙が提供したマーク及びシンボルの清刷りを乙へ返却するものとする。
6. 前1項及び2項の規定に係らず本契約終了及び解除の後であっても、本契約で生じた甲、乙間の未決済の金銭債務及び本契約第20条に規定する甲及び乙の義務は有効に存続し、該当条項の規定に従い履行されるものとする。

第17条（信頼と協議）

1. 甲及び乙は、この契約条項を信義に基づき誠実に履行する。
2. この契約条項に定めのない事項が生じた時及びこの契約各条項の解釈について疑義を生じた時は、その都度甲乙協議し誠意をもって解決する。

第18条（料金及び費用）

1. 乙は適格請求書発行事業者であり、登録番号は「T7010001068657」である。
2. 甲は乙に依頼した甲の情報セキュリティマネジメントシステムの認証業務に対して、乙が請求する料金及び費用を支払う。甲の情報セキュリティマネジメントシステムを認証審査に要する乙の業務に対する料金及び支払い方法については、本契約書に付属する「お支払い方法のご案内」による。ただし、乙は下記の料金及び費用については別途決定し、請求する。
 - (1) 甲の責に帰すべき理由で審査期間が、審査計画に対して遅延した場合に乙で発生した追加料金及び費用
 - (2) 甲が乙の認証判定会議で条件付認証可と判定されたために甲がその是正処置を実施し、乙がその結果を現地確認する場合はその料金及び費用
 - (3) 審査の結果、審査対象組織の大きさ（人数）及び認証範囲が申請と異なっていて費用見積りに相違が生じる場合の差額

第19条（料金表の改定）

乙は、第18条の「お支払い方法のご案内」を改定する場合は、十分な期間において事前に通知し、乙は、変更に関わる内容及び改定日を決定する前に、甲が表明した見解を考慮する。
改定後は、甲は、新改定料金表又は新支払い方法に従うものとする。

第20条（機密保持）

1. 甲及び乙（下請負契約者も含む）は審査登録業務の過程において知り得た技術上、営業上の一切の情報（以下、機密情報という）について善良なる管理者の注意をもってその機密を保護するものとする。
2. 特定の個人に関する情報については、乙は個人情報保護法に基づき、適法かつ公正な手段により情報取得し、取得の際に示した利用目的の範囲内で、審査登録業務の遂行上必要な限りにおいて利用するものとし、事前に同意を得る事なく、第三者に開示してはならない。また、認定機関による乙への認定審査

受理番号:BJXXXXXX

において、乙が認定機関に提示する情報に対しても同様の管理をするものとする。

3. 前2項にかかわらず、本契約の履行に関して次の各号の一に該当する情報については機密情報に含めないものとする。

- ① 既に公知のもの又は既に自ら保有していたもの
- ② 自己の責に帰す事のできない事由により公知となったもの
- ③ 開示について相手方の承諾を得たもの
- ④ 法令により開示が強制されるもの

4. 甲及び乙は、相手方が善良なる管理者の注意を怠り機密情報を外部に開示・漏洩したことにより損害を被った場合には当該開示又は漏洩された機密情報の使用の差止請求並びに当該開示又は漏洩により被った現実の直接的な損害について賠償請求をすることができるものとする。ただし、相手側に請求できる損害賠償の範囲には天変地異その他不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

第21条（法令遵守）

甲及び乙は、業務を遂行するにあたり法令・規制を遵守するものとする。

第22条（賠償責任）

1. 本契約の定める賠償の範囲及び責任は第16条3項及び第20条4項のとおりとする。ただし、第三者よりの苦情若しくは提訴による賠償責任は甲乙ともに負わないこととする。
2. 甲及び乙は書面をもって賠償の請求を行うこととする。ただし、損害を認識した日より2年間請求のない場合には賠償の権利を放棄したものとみなす。

第23条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、相手方が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本契約を即時解除することができる。
2. 甲及び乙が、前項の規定により、本契約を解除した場合には、甲及び乙はこれによる相手方に対する損害を賠償する責を負わない。
3. 本契約を解除した場合、甲及び乙から相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第24条（認定機関による審査組織立会）

認定機関が乙に対して行う認定審査に関連して、乙が甲に行う審査に対して、認定機関より立会いの要請があった場合は、甲は認定機関の審査チームの立会いを受入れるものとする。

第25条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約より生じる訴訟について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

甲乙両者は上記の全ての条項に合意して、本契約書を締結する。この事を証するため本書2通作成し、各々その1通を保有する。

年 月 日

甲：

(印)

乙：

東京都中央区日本橋堀留町 1-10-15

エイエスアール株式会社

上級経営管理者 田口 大

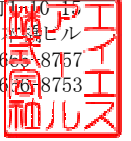
(印)

年 月 日

御中



エイエスアール株式会社
 (登録番号:T7010001068657)
 東京都中央区日本橋堀留町4-10-15
 JL 日通ビル
 TEL:03-3662-8757
 FAX:03-3662-8753



お支払方法のご案内(ISO/IEC27001)

今回お支払方法

金額単位:円

回数	お支払期日	金額:円
1回目		¥0
	消費税額	¥0
	合計	¥0

定期審査時お支払方法

お支払期日	金額:円
	¥0
消費税額	¥0
合計	¥0

再認証審査時お支払方法

お支払期日	金額:円
	¥0
消費税額	0
合計	¥0

※消費税:10%

注) 交通費は別途審査員の移動にかかる実費を請求させていただきます。

交通費の起算駅:東京駅

注) 宿泊費は審査員1名1泊・8,000円を請求(弊社手配の場合)させていただきます。

注) 請求書は、特別な約定がある場合を除き、原則お支払期日の1ヶ月前までにご送付させていただきます。

注) 審査日程変更手数料について

審査日程の決定後、お客様のご都合で実地審査及び予備審査の日程を変更される場合には、審査料金に対して下記の料率で審査日程変更手数料を追加にてご請求致します。

変更依頼日	審査日から起算して			審査日の前日	審査日の当日
	31日前まで	30~15日前	14~2日前		
変更手数料	手数料なし	審査料金の20%	審査料金の30%	審査料金の50%	審査料金の100%